

府公第 121 号 - 1
平成 25 年 6 月 20 日

公文書管理委員会
委員長 御厨 貴 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 29 条第 2 号の規定に基づき、別紙国税庁行政文書管理規則改正案について、
諮問します。

国税庁行政文書管理規則の一部改正について（概要）

1 租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 の創設に伴う保存期間の追加（別表第 1）

国税庁行政文書管理規則（以下「規則」という。）別表第 1 の「事項 23」には国税庁の主要業務である「内国税の賦課徴収の実施に関する事項」に係る行政文書の保存期間を規定している。

平成 25 年度税制改正により「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」（租税特別措置法第 70 条の 2 の 2）が創設され、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの贈与に適用されることとなった。

そこで、本制度の適用を受けて作成（取得）する行政文書の保存期間について、新たに定める必要があることから、別表第 1 に当該保存期間を追加する。

また、保存期間の追加に伴い、別表第 1 の文章整理を行う。

〔制度の概要〕

30 歳未満の受贈者が、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合には、一定の要件の下その贈与税を非課税とし、その後、受贈者が 30 歳に達した時点において、その教育資金のうち教育資金として支出されなかった残額があるときには、その残額について贈与税を課税する制度。

〔保存期間〕

上記の残額がある場合には、贈与税の申告を行う必要があることから、贈与税に関する他の文書と同様の保存期間（7 年）を設定する。

なお、受贈者が死亡した場合において、贈与税の非課税の要件が満たされないことが判明したときには、その課税が必要となる場合もあることから、贈与税に関する他の文書と同様の保存期間（7 年）を設定する。

2 行政文書ファイル等の集中管理の推進に関する方針の策定に関する改正（第 16 条）

行政文書の劣化や散逸の防止、移管業務の円滑化に資するため、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 6 条第 2 項の規定により集中管理の推進が求められている。

国税庁においては、行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）に従い、規則第 16 条に「総括文書管理者は、遅くとも平成 25 年度までに、国税庁における行政文書ファイル等の集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。」旨規定している。

国税庁における集中管理の推進に関する方針については、平成 25 年 6 月末頃を目処に定める予定で検討を行っていることから、上記 1 の改正機会を捉え、第 16 条の記載内容を「別に定めるところにより・・・集中管理を行う。」旨の表現に改める。

3 附則の訂正

平成 25 年 1 月 1 日より、文書管理システムが導入されたことから、附則 1 のただし書を削除する。

また、一部改正に関する附則を追加する。

(案)

国税庁訓令第〇号

国税庁行政文書管理規則（平成 23 年国税庁訓令第 1 号）の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成 25 年〇月〇日

国税庁長官 稲垣光隆

国税庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令

国税庁行政文書管理規則（平成 23 年国税庁訓令第 1 号）の一部を別紙「新旧対照表」の「改正前」欄から「改正後」欄のように改める。

附 則

この訓令は平成 25 年〇月〇日から施行する。

新旧対照表(案)

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">国税庁訓令第1号</p> <p>国税庁行政文書管理規則を次のとおり定める。 平成23年4月1日</p> <p style="text-align: right;">国税庁長官 川北 力</p> <p style="text-align: center;">国税庁行政文書管理規則</p> <p>目次 (省略) 第1条～第15条 (省略)</p> <p>(行政文書ファイル等の集中管理)</p> <p>第16条 総括文書管理者は、<u>文書管理者から引継ぎを受けた行政文書ファイル等について、別に定めるところにより、当該行政文書ファイル等を適切に保存するとともに、集中管理を行うものとする。</u></p> <p>第17条～第28条 (省略)</p> <p>附則</p> <p>1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p><u>2 この訓令は、平成25年〇月〇日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: right;">国税庁訓令第1号</p> <p>国税庁行政文書管理規則を次のとおり定める。 平成23年4月1日</p> <p style="text-align: right;">国税庁長官 川北 力</p> <p style="text-align: center;">国税庁行政文書管理規則</p> <p>目次 (同左) 第1条～第15条 (同左)</p> <p>(集中管理の推進)</p> <p>第16条 総括文書管理者は、<u>遅くとも平成25年度までに、国税庁における行政文書ファイル等の集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。</u></p> <p>第17条～第28条 (同左)</p> <p>附則</p> <p>1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。<u>ただし、文書管理システムが導入されるまでの間、第17条第1項中「文書管理システム」とあるのは「総合的文書管理システム」とする。</u></p> <p><u>2 (新規)</u></p>

改正後

改正前

別表第1 行政文書の保存期間基準
事項1～22 (省略)

別表第1 行政文書の保存期間基準
事項1～22 (同左)

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (令別表の該当項)	保存期間	具体例
23 内国税の賦課及び徴収の実施に関する事項	内国税の賦課及び徴収の実施に関する重要な経緯	①内国税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書(ただし、②から⑤に該当するものを除く。)	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間	・納税申告書 ・決議書
		②相続税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書(ただし、⑤に該当するものを除く。)	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間又は相続が開始する日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	
		③贈与税の特例適用者(贈与税の配偶者控除、特別障害者に対する贈与税の非課税)に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	30年	
		④贈与税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	全部確定又は免除する日に係る特定日以後7年	
		⑤相続税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	全部確定又は免除する日に係る特定日以後10年	

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (令別表の該当項)	保存期間	具体例
23 内国税の賦課及び徴収の実施に関する事項	内国税の賦課及び徴収の実施に関する重要な経緯	①内国税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書(ただし、②から⑤に該当するものを除く。)	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間	・納税申告書 ・決議書
		②相続税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書(ただし、⑤に該当するものを除く。)	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間又は相続が開始する日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	
		③贈与税の特例適用者(贈与税の配偶者控除、特別障害者に対する贈与税の非課税)に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	30年	
		④贈与税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	全部確定又は免除する日に係る特定日以後7年	
		⑤相続税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	全部確定又は免除する日に係る特定日以後10年	

改正後

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (令別表の該当項)	保存期間	具体例
		⑥贈与税の相続時精算課税制度適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	すべての特定贈与者の相続が開始する日に係る特定日以後7年	
		⑦贈与税の特例適用者(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	受贈者が30歳に達した日又は受贈者が死亡した日のいずれか早い日の属する年分の贈与税の法定申告期限に係る特定日以後7年	
		⑧地価税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	11年	
		⑨財産税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	法令廃止の日に係る特定日以後7年	
		⑩国税に関する法律の規定により納税者から提出された届出書、申請書、承認に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	承認の効力が消滅等する日に係る特定日以後7年	・届出書 ・申請書 ・承認決議書
		⑪内国税の徴収に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	7年	・滞納処分票 ・滞納処分決議書

事項24～27 (省略)
別表第2 (省略)

改正前

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (令別表の該当項)	保存期間	具体例
		⑥贈与税の相続時精算課税制度適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	すべての特定贈与者の相続が開始する日に係る特定日以後7年	
		(新規)	(新規)	
		⑦地価税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	11年	
		⑧財産税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	法令廃止の日に係る特定日以後7年	
		⑨国税に関する法律の規定により納税者から提出された届出書、申請書、承認に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	承認の効力が消滅等する日に係る特定日以後7年	・届出書 ・申請書 ・承認決議書
		⑩内国税の徴収に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	7年	・滞納処分票 ・滞納処分決議書

事項24～27 (同左)
別表第2 (同左)